

事故報告の範囲

事業者等は、被保険者に(1)～(4)に掲げる事故等が発生した場合は、他の法令に基づく報告又は届出のほか、事業者側の過失の有無は問わず、市に対し速やかに報告を行わなければなりません。

(1) サービス提供中の事故の発生

- 被保険者の怪我(医療機関において処置を要したもの)
- 送迎時の交通事故
- 誤薬により被保険者の体調に異常をきたしたもの
- 介護サービスの提供に関連した行方不明
- 被保険者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになる可能性があるとき)

注 ※ 「サービス提供中」とは、送迎・通院等の間を含むものとする。ただし、送迎・通院の際に利用者が乗車していない場合は除く。被保険者が事業所内にいる間(サービス終了後に送迎を待っている間も含む)は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

※ 事故が原因で後日被保険者が死亡に至った場合は、事業者は速やかに報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

- 感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、1、2、3及び4類
- 5類であっても、インフルエンザ、胃腸炎等が施設又は事業所内で発生し、蔓延することが見込まれる状態になったもの

注 ※ 関連する法令に定める届け出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要領にも従い報告すること。

(3) 職員(従業者)の法令違反、不祥事等の発生

注 ※ 被保険者からの預り金の横領等、被保険者の処遇に影響があるものについては報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事例の発生

- 火災
- 入居者の無断外泊等による行方不明
- 事業者と被保険者等との間でトラブルになる可能性があると判断したとき等